◎　この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめる場合に提出するものです。

（注）現金主義による所得計算の特例の適用を受けていた人が、小規模事業者の要件に該当しなくなったときは、自動的に通常の所得計算によることになりますので、この届出書を提出する必要はありません。

◎　この届出書は、現金主義による所得計算の特例の適用を受けることを取りやめようとする年の３月 15 日までに提出してください。